

区のお知らせ

足立区役所
厚生部国民年金課
☎(882)1111

足立区の

53年6月1日現在

人口	626,367 人
拠出年金被保険者数	142,494 人
拠出年金受給権者数	15,348 人
福祉年金受給権者数	15,530 人

国民年金特集

〒120 東京都足立区千住一丁目50

年金をもらえる最後のチャンス

さかのぼって納められる人は、国民年金の強制加入対象者の人にかぎります。
この取扱いは、昭和53年7月1日～昭和55年6月30日までです。

強制加入対象者

- 国内に住所のある日本人（明治44年4月2日～昭和34年4月1日までに生れた人）。
- 商業や農業などの自営業や自由業の人で、厚生年金や共済組合等の公的年金に加入していない人、およびその配偶者。
- 厚生年金や共済組合等の公的年金に一時加入し、年金を受ける資格を得ないでやめた人。
- 国民年金は年齢によって老齢年金を受けるために最低必要な保険料を納める期間が決められています。
- 国民年金に未加入で年金を受けられない人を救済するため保険料がさかのぼって納められるようになりました。この取り扱いを受けられるのは上記の強制加入対象者の人に限ります。特例納付として納める保険料は月 4,000円です。
- 未加入の人へ
至急加入の手続きをし保険料を納めて年金を受けられるようにしましょう。
- 加入されている人（昭和53年3月以前の強制加入期間）
年金に加入しているが過去に保険料を滞納している人は、その期間が強制加入としての期間で、滞納により保険料が納められなくなっている全ての期間につき特例納付ができます。

また、現在任意加入の人でも過去の強制加入としての期間のうち、滞納により保険料が納められなくなっている全ての期間につき特例納付ができるものです。

特例納付は、あなたにとって将来、老齢年金の受給権を確保する最後のチャンスです。もう一度自分の年金がどうなっているかたしかめてください。

なお、老齢福祉年金は明治44年4月1日より以前に生れた人です。明治44年4月2日よりあとに生れた人は、国民年金に加入し保険料を納めなければ、年金はできません。最後の機会です。必ず加入して保険料を納めましょう。

○資格期間

国民年金は20才から60才までの間の保険料を納めることにより、終身年金が受けられます。

年金を受けるのには最低25年以上納めることが必要です。明治44年4月2日～昭和5年4月1日までに生まれた人は10年～24年に納める期間が短縮されています。下の資格期間表参照。

資格期間表

あなたの生年月日	60歳までに納めなければならない最低期間	65歳から受けられる年金額 (S53.7.1現在)	特例納付による保険料納付額
M44.4.2 M45.4.1	10年	287,100円	480,000円
M45.4.2 T2.4.1	10	271,200	480,000
T2.4.2 T3.4.1	10	257,900	480,000
T3.4.2 T4.4.1	10	246,700	480,000
T4.4.2 T5.4.1	10	237,100	480,000
T5.4.2 T6.4.1	11	251,600	528,000
T6.4.2 T7.4.1	12	265,700	544,800
T7.4.2 T8.4.1	13	279,500	571,200
T8.4.2 T9.4.1	14	293,000	571,200+
T9.4.2 T10.4.1	15	306,200	60歳到達までの期間納付
T10.4.2 T11.4.1	16	319,300	"
T11.4.2 T12.4.1	17	332,200	"
T12.4.2 T13.4.1	18	344,900	"
T13.4.2 T14.4.1	19	357,500	"
T14.4.2 T15.4.1	20	369,900	"
T15.4.2 S2.4.1	21	382,300	"
S2.4.2 S3.4.1	22	400,500	"
S3.4.2 S4.4.1	23	418,700	"
S4.4.2 S5.4.1	24	436,900	"
S5.4.2 S6.4.1	25	455,100	"

注：この年金のことかあが納付に生れたと右の人はの
昭和五十一年度、五十二年度分の時効にならない保険料はそ

計算方法

1,300×(納付月数+免除月数×1/3)×1.167=年金額
昭和5年4月1日以前に生れた人については優遇措置として上記年金額の外に

$$\left\{ 500 \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{納付月数} + \text{免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入月数}} \right\} \times 1.167 \text{ が加算されます。}$$

期間、年金額は、ゴシック欄に生まれた人で計算していますので右図参照。

納めることができる保険料の納期限

期間	金額	期限	期限後の金額 (特例納付)
51年4月～6月	4,200 ¹⁾	53年7月31日	12,000 ¹⁾
51年7月～9月	4,200	53年10月31日	12,000
51年10月～12月	4,200	54年1月31日	12,000

保険料は3月に一度づつ時効となり、月 4,000円にて納めることとなります。

保険料はゴシック欄に生まれた人が、昭和53年7月に加入して、7月中に前2年間の保険料（昭和51、52年度ただしT6、4、2～T7、4、1の人は昭和51年度のみです）を納付したものと計算しています。

保 険 料 (か け 金)

国民年金保険料は必ず納めましょう

◎保険料を納めないでないと、将来、年金を受けるときに、受給額が少なくなるだけでなく、年金が受けられない場合がありますから必ず納めてください。

◎老齢(通算)年金は、納めた期間が長いほど、受給額が多くなりますので、未納期間がないよう納めてください。

◎保険料を納めると、所得税と住民税の両方の所得控除が、受けられる特典があります。

◎保険料は、53年4月～54年3月まで、月額 2,730円
54年4月～55年3月まで、月額 3,300円に改訂されました。

保険料の納付は便利な自動支払(口座振替)で

- ①いそがしい、不在がちで納め忘れた。
- ②納付書をなくした。
- ③納めに行く手間がめんどう。

これは、年金保険料未納の三大要因です。保険料を自動支払いにすると、これらのなやみや負担が解決されるばかりでなく、あなたの年金を受ける権利を守ってくれます。そこで、区では、年金保険料を便利な口座振替により納める制度を、とり入れ、保険料の納付に便宜を図っております。

この制度は、年金加入者または、ご家族の預金口座からお取引の金融機関があなたにかわって、保険料を納期ごとに区役所に払い込まれますから、たいへん便利な制度です。

- 手続きは、
あなた(又はご家族)の預金口座がある金融機関(郵便局を除く)の窓口でお申出下さい。
- 手続きに必要なもの
国民年金手帳、預金通帳、通帳に使用している印鑑
- 口座振替日

納付方法	申込月日	口座振替の開始	振替日
3ヶ月納付 (年4回払)	9月10日頃まで	第3期分(10月-12月)から	54年 1月16日
	11月10日頃まで	第4期分(1月-3月)から	4月16日
	3月10日頃まで	第1期分(4月-6月)から	7月16日
	54年 6月10日頃まで	第2期分(7月-9月)から	10月15日
1年前納 (年1回払)	11月10日まで	1月-12月の1年分	54年 1月16日

※なお、1ヶ月納付、6ヶ月納付の方は、3ヶ月納付から1年前納に納付方法を変更のうえ、口座振替の手続きをしてください。

保険料を納められないときは免除の申請を未納のままにしておくと、将来、年金が受けられなくなることがあります。

経済的な事情などで、保険料を納めることが困難なときは、保険料を免除する制度をご利用ください。

この手続をしておけば、将来年金を受ける権利が保障されます。ただし免除期間の年金額は3分の1と計算されます。

また、経済的に余裕ができ保険料が納められるようになったときは過去の免除された期間のうち10年以内のものに限ってその当時の保険料で納める(追納)ことができます。

追納した場合は、年金額は減額されず、普通に納めたときと同じ年金額となります。

免除には、申請免除と法定免除があります。
申請免除…所得が少ない方。病気などで生活が苦しい方。
法定免除…生活保護法による生活扶助、国民年金の障害年金、障害福祉年金又は母子福祉年金を受けている方。

<手続きに必要なもの>

- 年金手帳、印鑑、
- 法定免除に該当するときは、その事由のわかるもの。
(生活保護のしおり、障害年金証書など)

追納できる期間と保険料月額

追納できる期間	免除となっていた当時の年齢		
	35才未満	35才以上	
保 険 料 月 額	43年7月-43年12月	1ヵ月 200円	1ヵ月 250円
	44年1月-45年6月	1ヵ月 250円	1ヵ月 300円
	45年7月-47年6月	1ヵ月 450円	45年7月以降 年齢による区 別なし
	47年7月-48年12月	1ヵ月 550円	
	49年1月-49年12月	1ヵ月 900円	
	50年1月-51年3月	1ヵ月 1,100円	
	51年4月-52年3月	1ヵ月 1,400円	
	52年4月-53年3月	1ヵ月 2,200円	

<昭和53年7月1日現在>

**国民年金の請求は
区役所二階14番窓口で**

いくつかの年金制度に加入した方へ

(強制加入者)

●昭和36年4月前の期間●

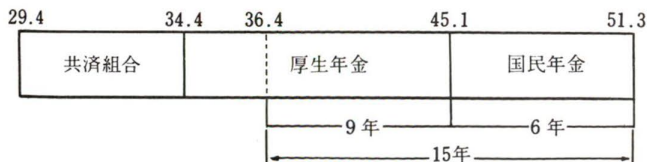
私は、昭和34年4月に5年間勤めた公立中学を退職して民間会社に10年間勤め、その後国民年金に6年間加入しました。私は合わせて21年間加入したことになりますが、年金はもらえますか。

—あなたは、昭和36年4月前に公立学校を退職しており、地方公務員共済組合からあなたの掛金にみあう退職一時金をもらっているはずですから、地方公務員共済組合の期間は通算対象期間になりません。

したがって、通算できる期間は、厚生年金の10年間と国民年金の6年間だけで、通算対象期間は25年になりません。し

かし、あなたは、大正5年4月1日以前に生まれているはずですから、昭和36年4月以後の期間が10年以上あれば通算老齢(退職)年金を支給する特例によって年金をもらうことができます。(1頁資格期間の欄参照)

なお、通算老齢(退職)年金をみる場合の期間は、合わせて15年ですが、年金額は厚生年金から10年分、国民年金から6年分の年金がもらえることとなります。



年金の受けかたと年金額のいろいろ

《年金を受けるには請求の手続きをしてください》

拠出年金の種類と年金額

(53年7月から実施)

年金の種類	受けられるとき	対象	年金額	
			年額	月額
老齢年金	高齢者特例(明治39年4月2日~明治44年4月1日までに生まれたかた)	10年	287,100円	23,925円
		5年	210,100円	17,508円
	保険料を納めた期間又は免除期間が、60歳になるまでに25年以上ある方が65歳になったとき。ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、1頁の表のとおり24年から10年まで短縮されます。	25年	455,100円	37,925円
		40年	728,200円	60,683円
通算老齢年金	他の公的年金と通算期間25年以上のかたが65歳になったとき。	10年年金	(国民年金納付月数×1,950円)×1.167	
		一般	(国民年金納付月数×1,300円)×1.167	
障害年金	病気やケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は初診日において、最近1年以上、免除のある場合は、3年以上。(以下納付要件同じ)	障害程度級1	577,600円	48,133円
		2級	462,100円	38,508円
母子年金	夫と死別し、18歳未満の子とひとりに生活している母	子1人	462,100円	38,508円
準母子年金	祖父、子(男)又は兄弟と死別し、18歳未満の孫又は弟妹とひとりに生活している祖母もしくは姉	子2人	24,000円 加算	2,000円 加算
		子3人以上	1人につき 4,800円 加算	1人につき 400円 加算
遺児年金	片親によって、生活していた18歳未満の子が、親の死亡により、孤児となったとき。			
寡婦年金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受ける前に死亡したとき。10年以上つれそった60歳未満の妻		老齢年金の半額	
死亡一時金	保険料を納めた期間が、3年以上で年金をもらったことがないかたが死亡したとき。		3年以上20年未満23,000円、20年以上28,000円から52,000円、付加年金加入のときは8,500円加算	
付加年金	付加年金に加入したかた		付加年金納付月数×200円	

満65歳になったら老齢(通算)年金の請求を

満60歳をすぎて加入期間が終り、保険料を完納(免除期間も含まれます)された方は、満65歳になったとき、老齢(通算)年金の請求をして下さい。

手続は印鑑、年金手帳、銀行、信用金庫等へ振込希望の方は本人名義の預金通帳をご用意のうえ区役所国民年金課までおいでください。なお、事情により早く年金を受けたい方は、希望すれば60歳から、右の表のように減額された年金の請求もできます。(請求するときは、上記の外に最近1年以内の保険料領収書添付)

ただし、減額された率は終身かわりません。

65歳前に支給を希望した場合の減額率

60歳以上61歳未満	42%
61 " 62 "	35%
62 " 63 "	28%
63 " 64 "	20%
64 " 65 "	11%

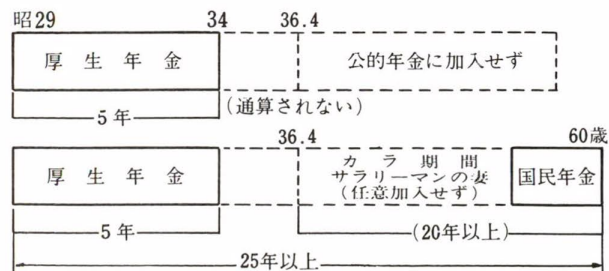
なお、66歳以降に支給を希望(65歳前に申出が必要)することもでき、この場合は年齢によって年金額が多くなります。

サラリーマンの奥さんも加入を

(任意加入者)

●昭和36年4月以後加入しなかった人●

私は、昭和29年に会社に就職し、34年に結婚のため退職しました。この間、5年間厚生年金に加入しましたが、その後は、どの年金にも加入していません。私の夫は厚生年金に加入していますので結婚してからの期間は年金の期間に入れてもらえるでしょうか。



—厚生年金では、過去の期間であっても、脱退手当金をもらっていない場合は、通算の対象とする扱いになっていますが、そのためには昭和36年4月1日以後にいずれかの公的年金制度に加入した期間があることが必要です。

あなたの場合は、昭和36年4月1日以後どの年金制度にも加入していないので、この条件にあてはまりませんから、このままでは通算老齢年金をもらうことはできません。

しかし、あなたはまだ若いようですから、60歳になる前に国民年金に加入して保険料を納めれば、厚生年金の加入期間も国民年金に任意加入しなかった期間も通算対象期間となり、通算老齢年金をもらうことができます。年金額は、厚生年金から5年分、国民年金から保険料を納めた期間が支給されます。

年金相談

毎月第1水曜日午前10時から3時30分まで区役所2階ホールで行います。

福 祉 年 金

福 祉 年 金 と は

国民年金は、かけ金を納めて受ける拠出年金が基本となりますが、国民年金制度が始まったとき、高齢に達していた方、障害者や母子世帯であった方などに支給される年金です。(国

の負担によって支払われるため、本人や配偶者、扶養義務者の制限額をこえる所得または本人が他に年金を受けているときは支給が停止されます。)

福 祉 年 金 の 種 類 と 金 額

(53年8月から実施)

年金の種類	受けられるかた	年金額	
		年 額	月 額
老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に生まれたかたが、70歳になったとき	198,000円	16,500円
障 害 福 祉 年 金	20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害(国民年金法の1~2級)に該当したかたなど	1 級 297,600円	24,800円
		2 級 198,000円	16,500円
母 子 福 祉 年 金	国民年金に加入後1年以内に夫と死別し18歳未満の子か、国民年金法の1級か2級の障害者(20歳未満)と生活している母	子1人のとき 258,000円	21,500円
		子2人のとき 24,000円	2,000円
準 母 子 福 祉 年 金	母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など	子3人以上のとき1人につき 4,800円	400円

福祉年金の支払いは、4月、8月、12月です。(ただし、12月分については11月11日から支払われます。)

福祉年金の定時届は8月11日からです

福祉年金の定時届は、昨年まで5月に行っていましたが、昭和53年度以降は、8月11日から8月31日までに変更になります。

8月の支払いを受けてから証書を提出していただくこととなりますが、8月11日から8月31日までに定時届をしていただきませんと次回の支払日(11月11日)までには、福祉年金証書の交付が出来なくなる場合もありますので、ご注意下さい。

老齢福祉年金の請求に必要なもの

1	世帯全員の住民票の写し(謄本)	区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通)
2	印 鑑	実印でなくても結構です。
3	公的年金証書	公的年金等を受けている人だけが必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を含む)公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。
4	所得証明書	(1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明用紙は、区役所国民年金課・各出張所にあります。

公的年金による制限

普通恩給、厚生年金等	年額37万円以上の場合には支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合には支給停止

所得による制限

所得による支給制限(昭和52年中の所得金額)

扶養人数	老 齢 障 害 の本人	母 子 準 母 子 の本人	配 偶 者 扶 養 義 務 者
0 人	900,000円	1,932,000円	5,813,000円
1 人	1,250,000円	2,222,000円	6,062,000円
2 人	1,540,000円	2,512,000円	6,275,000円
3 人	1,830,000円	2,802,000円	6,488,000円
4 人	2,120,000円	3,092,000円	6,701,000円
5 人	2,410,000円	3,382,000円	6,914,000円
以上1人増すごとに 本人は 290,000円加算 配扶は 213,000円加算			



お問い合わせ、手続きは

- 加入・喪失……………適用係 386~388
- かけ金、納付書発行……………検認係 396~399
- 口座振替、保険料免除手続き…記録係 394~395
- 年金請求の手続き……………給付係 392~393